

五監公告第7号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年6月8日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

五泉市障害者地域生活支援センター こすもすの家
（指定管理者 株式会社 まごころネット）

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

令和4年4月25日～令和4年5月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 収支予算が過去3年同一となっている。五泉市障害者地域生活支援センターの管理に関する基本協定書第16条では毎年事業計画書及び収支計画書を作成することが規定されており、状況に応じて予算を見直し計画的に執行することが健全な運営に資するものとする。市と指定管理者双方のモニタリングにより執行状況を確認し、適切な業務管理に努められたい。	今後は、市と指定管理者双方で行うモニタリングにより、次年度に向けた、事業計画及び収支計画の協議、見直しを行うとともに実態に即した適正な事務処理に努めてまいります。
② 建築基準法に基づく建築物の定期調査報告について、令和元年度は直近の報告年であるが、当時から現在に至るまで点検及び報告を実施していない。適正な施設管理に努められたい。	ご指摘のとおり、こすもすの家の建築物の定期調査を実施しておりませんでした。今年度、速やかに調査を実施いたします。今後はこのようなことがないよう適正な管理及び事務処理に努めてまいります。